

大東市と大東市内郵便局との包括的連携に関する協定書

大東市（以下「甲」という。）と大東市内郵便局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が協力し、複数の社会的課題の解決に取り組むことにより、市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- （1）防災・災害対策に関すること
- （2）地域・暮らしの安全・安心に関すること
- （3）子育て支援・高齢者支援に関すること
- （4）地域の活性化に関すること
- （5）前各号に定めるものの他、目的を達成するために必要な事項が発生した場合

- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲及び乙が合意の上、決定する。
- 3 連携事項の詳細な内容や手段等については、別途定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及びしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の情報ならびに個人情報、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えい、その他の活動に利用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、同様とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年1月29日

甲 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

大東市長

東 攻 浩 一

乙 大阪府大東市氷野二丁目12番22号

大東市内郵便局 代表

大東氷野郵便局長

河 西 良 忠

（大東市内郵便局）

郵便局名	所在地
大東津の辺郵便局	大東市津の辺町21番34号
大東寺川郵便局	大東市寺川一丁目10番1号
大東朋来郵便局	大東市朋来一丁目21番16号
大東深野五郵便局	大東市深野五丁目12番23号
大東新町郵便局	大東市新町14番17号
大東野崎郵便局	大東市野崎四丁目4番7号
大東氷野郵便局	大東市氷野二丁目12番22号
大東錦郵便局	大東市錦町12番16号
大東住道郵便局	大東市住道二丁目8番2号
大東泉郵便局	大東市泉町二丁目10番13号
大東深野郵便局	大東市深野三丁目22番1号
大東諸福郵便局	大東市諸福三丁目1番20号
大東灰塚郵便局	大東市灰塚五丁目8番23号
大東郵便局	大東市曙町3番20号